



# 島根県報

平成19年1月12日 (金)

第1,844号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

島根県立島根女子短期大学学則の一部改正	( 総 務 課 )	1
島根県立看護短期大学の学則の一部改正の届出	( " )	2
島根県立大学の学則の一部改正の届出	( " )	2
島根県立大学大学院の学則の一部改正の届出	( " )	4
ヨ一ネ病の発生	( 農畜産振興課 )	5
県営土地改良事業の工事の完了	( 農 村 整 備 課 )	6
地域森林計画の樹立	( 森 林 整 備 課 )	6
地域森林計画の変更	( " )	6
保安林予定森林	( " )	7
地籍調査の成果の認証	( 用 地 対 策 課 )	7

### 公 告

公共測量の終了	( 用 地 対 策 課 )	7
開発行為に関する工事の完了	( 都 市 計 画 課 )	8
都市計画の変更案の縦覧	( 下 水 道 推 進 課 )	8
島根県松江警察署放置車両確認事務業務委託に係る総合評価一般競争入札の落札者等	( 警 察 本 部 )	8

## 告 示

### 島根県告示第16号

島根県立短期大学条例施行規則(平成5年島根県規則第21号)第15条第1項の規定により島根県立島根女子短期大学学則が改正され、島根県立島根女子短期大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成19年1月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立島根女子短期大学学則の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 入学検定料、入学料及び授業料(第34条)」を「第6章 入学検定料、入学料及び授業料等(第34条)」に改める。

第6条第1項第4号中「学年始休業日 4月1日から4月10日まで」を「春季休業日 3月18日から4月7日まで」に改め、同条第7項を削る。

「第6章 入学検定料、入学料及び授業料」を「第6章 入学検定料、入学料及び授業料等」に改める。

第34条を次のように改める。

本学の入学検定料、入学料、授業料その他の費用について必要な事項は、別に定める。

第35条中「学長」の次に「、副学長」を加え、「助教授」を「准教授」に改め、「講師」の次に「、助教」を加える。

第37条中第2項を削る。

第38条第2項中「学長」の次に「、副学長」を加え、「助教授」を「准教授」に、「専任の講師及び助手」を「専任の講師、助教及び専任の助手」に改める。

第38条第7項各号を次のように改める。

- (1) 教育課程、授業その他教育一般に関すること。
- (2) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関すること。
- (3) 学位の授与に関すること。
- (4) 教員の採用に係る選考(推薦)に関すること。
- (5) その他学長が定める教育研究に関する重要事項に関すること。

第39条を次のように改める。

#### 第39条 削除

##### 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

---

#### 島根県告示第17号

島根県立短期大学条例施行規則(平成5年島根県規則第21号)第15条第1項の規定により島根県立看護短期大学学則が改正され、島根県立看護短期大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成19年1月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立看護短期大学学則の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「3月12日」を「3月18日」に改め、同項第5号中「8月8日」を「8月10日」に改め、同項第6号中「12月23日」を「12月21日」に、「1月9日」を「1月10日」に改める。

第28条を次のように改める。

本学の入学検定料、入学料、授業料その他の費用について必要な事項は、別に定める。

第29条中「学長」の次に「、副学長」を加え、「助教授」を「准教授」に改め、「講師」の次に「、助教」を加える。

第30条を次のように改める。

#### 第30条 削除

第32条第1項中「客員教授として置く」を「客員教授として置くことができる」に改め、同条第2項を削る。

第33条第2項中「学長」の次に「、副学長」を加え、同条第3項中「助教授」を「准教授、」に改め、「専任の講師」の次に「及び助教」を加え、同条第6項を次のように改める。

- (1) 教育課程、授業その他教育一般に関すること。
- (2) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関すること。
- (3) 学位の授与に関すること。
- (4) 教員の採用に係る選考(推薦)に関すること。
- (5) その他学長が定める教育研究に関する重要事項に関すること。

第34条を次のように改める。

#### 第34条 削除

第49条中「教授会の議を経て」を削る。

##### 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

---

#### 島根県告示第18号

島根県立大学条例施行規則（平成12年島根県規則第42号）第17条第1項の規定により島根県立大学学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成19年 1月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立大学学則の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

#### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 組織（第2条 - 第5条）

第3章 職員組織（第6条 - 第9条）

第4章 学年、学期及び休業日（第10条 - 第12条）

第5章 修業年限及び在学年限（第13条・第14条）

第6章 入学、編入学、退学、転学、留学、休学等（第15条 - 第29条）

第7章 授業科目、履修方法等（第30条 - 第37条）

第8章 卒業（第38条 - 第42条）

第9章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生等（第43条 - 第49条）

第10章 賞罰（第48条・第49条）

第11章 福利厚生施設（第50条）

第12章 入学検定料、入学料、授業料及び学生寮使用料（第51条）

第13章 開放事業（第52条）

第14章 自己点検・評価（第53条）

第15章 雑則（第54条）

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の2を第3条とする。

第3章の章名中「職員組織」を「職員組織等」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

本学に学長、副学長、学部長、教授、准教授及び事務職員を置く。

第6条第2項中「副学長」を「講師、助教、助手」に改める。

第7条から第15条までを削る。

「第4章 参与、客員教授等」を削る。

第16条及び第17条を削る。

第18条中「助教若しくは講師」を「准教授、講師若しくは助教」に改め、同条を第7条とする。

第19条を第8条とする。

第20条中「助教又は講師」を「准教授、助教、講師又は助教」に改め、同条を第9条とする。

第5章を削る。

第6章中第25条を第10条とし、第26条を第11条とし、第27条を第12条とし、同章を第4章とする。

第7章中第28条を第13条とする。

第29条中「第35条から第37条」を「第20条から第22条まで」に、「第38条」を「第23条」に改め、同条を第14条とする。

第7章を第5章とする。

第8章中第30条を第15条とし、第31条から第40条までを15条ずつ繰り上げる。

第41条第2項中「第53条」を「第38条」に改め、同条を第26条とする。

第42条第4項中「第29条」を「第14条」に改め、同条を第27条とする。

第43条を第28条とする。

第44条第1号中「第29条」を「第14条」に改め、同条第2号中「第42条第2項」を「第27条第2項」に改め、同条を第29条とする。

第8章を第6章とする。

第9章中第45条を第30条とする。

第46条中「第48条第2項」を「第33条第2項」に改め、同条を第31条とする。

第47条を第32条とし、第48条を第33条とする。

第49条第3項中「第41条」を「第26条」に改め、同条を第34条とする。

第50条を第35条とし、第51条を第36条とし、第52条を第37条とする。

第9章を第7章とする。

第53条中「第35条から第37条」を「第20条から第22条」に、「第38条」を「第23条」に改め、第10章中同条を第38条とする。

第53条の2を第39条とし、第54条を第40条とし、第55条を第41条とし、第56条を第42条とする。

第10章を第8章とする。

第11章中第57条を第43条とし、第58条から第61条までを14条ずつ繰り上げ、同章を第9章とする。

第12章中第62条を第48条とし、第63条を第49条とし、同章を第10章とする。

第13章中第64条を第50条とし、同章を第11章とする。

第65条中「島根県立大学条例（平成11年島根県条例第54号）の定めるところによる。」を「必要な事項は別に定める。」に改め、第14章中同条を第51条とする。

第14章を第12章とする。

第15章中第66条を第52条とし、同章を第13章とする。

第16章中第67条を第53条とし、同章を第14章とする。

第17章中第68条を第54条とし、同章を第15章とする。

#### 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 島根県告示第19号

島根県立大学条例施行規則（平成12年島根県規則第42号）第17条第1項の規定により島根県立大学大学院学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成19年1月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立大学大学院学則の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

#### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 組織（第2条・第3条）

第3章 職員組織（第4条）

第4章 修業年限及び在学年限（第5条・第6条）

第5章 入学、再入学及び進学（第7条 - 第10条）

第6章 教育方法、授業科目、履修方法等（第11条 - 第17条）

第7章 修了及び学位（第18条 - 第20条）

第8章 特別研究学生（第21条）

第9章 雑則（第22条・第23条）

## 附則

第1条中「第2条の2」を「第3条」に改める。

第4条中「、助教授、講師、助手、その他の職員」を「及び准教授」に改め、同条に次の1項を加える。

2 本学大学院に、前項に規定するもののほか、必要に応じ講師、助教、助手その他必要な職員を置くことができる。

第5条を削る。

第4章を削る。

第5章中第7条を第5条とする。

第8条中「第10条」を「第8条」に、「第11条」を「第9条」に改め、同条を第6条とする。

第5章を第4章とする。

第6章中第9条を第7条とし、第10条から第12条までを2条ずつ繰り上げ、同章を第5章とする。

第7章中第13条を第11条とし、第14条から第16条までを2条ずつ繰り上げる。

第17条第2項中「第19条」を「第17条」に改め、同条第3項中「第24条」を「第22条」に、「第41条」を「第26条」に改め、同条を第15条とする。

第18条を第16条とし、第19条を第17条とする。

第7章を第6章とする。

第20条第1項中「第10条」を「第8条」に、「第11条」を「第9条」に改め、第8章中同条を第18条とする。

第21条を第19条とし、第22条を第20条とする。

第8章を第7章とする。

第9章中第23条を第22条とし、同章を第8章とする。

第24条中「第18条、第19条、第6章、第8章（第31条、第35条から第38条を除く。）、第9章（第45条、第46条及び第48条から第52条を除く。）、第11章（第58条を除く。）、第12章、第14章、第15章及び第16章」を「第7条、第8条、第4章、第6章（第16条及び第20条から第23条までを除く。）、第7章（第30条、第31条及び第33条から第37条までを除く。）、第9章（第45条を除く。）、第10章、第12章、第13章及び第14章」に改め、同条の表第40条の項中「第40条」を「第25条」に改め、同表第41条第1項の項中「第41条第1項」を「第26条第1項」に改め、同表第41条第2項の項中「第53条」を「第38条」に、「第20条」を「第18条」に改め、同表第42条第3項の項中「第42条第3項」を「第27条第3項」に改め、同表第42条第4項の項中「第29条」を「第14条」に、「第8条」を「第6条」に改め、同表第43条の項中「第43条」を「第28条」に、「第24条」を「第22条」に改め、同表第44条第1項第1号の項中「第44条第1項」を「第29条第1項」に改め、同表第59条の項中「第59条」を「第46条」に改め、同表第63条第1項の項中「第63条第1項」を「第48条第1項」に改め、第10章中同条を第22条とする。

第25条を第23条とする。

第10章を第9章とする。

## 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

## 島根県告示第20号

ヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成19年1月12日

島根県知事 澄 田 信 義

家畜伝染病の種類	家畜の種類	生年月日	発生頭数	発生場所	発生年月日	その他参考となるべき事項
ヨーネ病(患畜)	牛	平成14年10月21日	1頭	出雲市	平成18年12月13日	ホルスタイン

島根県告示第21号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により告示する。

平成19年1月12日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
簸川西地区農道事業(県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)	平成18年11月18日

島根県告示第22号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により地域森林計画を樹立したので、同法第6条第6項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成19年1月12日

島根県知事 澄田信義

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦覧場所
隠岐森林計画区(隠岐郡一円)	隠岐地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県隠岐支庁

島根県告示第23号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成19年1月12日

島根県知事 澄田信義

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦覧場所
斐伊川森林計画区 (松江市、出雲市、安来市、雲南市、八束郡、仁多郡、飯石郡、簸川郡一円)	斐伊川地域森林計画書	島根県農林水産部森林整備課 島根県東部農林振興センター 島根県東部農林振興センター雲南事務所 島根県東部農林振興センター出雲事務所
江の川下流森林計画区 (浜田市、江津市、大田市及び邑智郡一円)	江の川下流地域森林計画書	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター 島根県西部農林振興センター県央事務所

高津川森林計画区 (益田市及び鹿足郡一円)	高津川地域森林計画書	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター 島根県西部農林振興センター益田事務所
--------------------------	------------	--

島根県告示第24号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年 1月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町志君209、210、211、222、521 - 1、522、522 - 2、522 - 3、523 - 1、529

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第25号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年 1月12日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
飯南町	平成15年度～18年度	24枚	1冊	長谷2	平成18年12月27日
飯南町	平成17年度～18年度	42枚	1冊	獅子3	平成18年12月27日

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成18年12月15日に終了した旨国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成19年 1月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 作業期間  
平成18年5月25日から平成18年10月31日まで
- 3 作業地域  
出雲市多伎町・大田市朝山町

---

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月12日

島根県知事 澄田信義

- 1 開発区域  
安来市宇賀荘町字神明1761番2 外1筆  
面積 330.29平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
安来市吉岡町84番地  
祖田 義広

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成19年1月12日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類  
松江圏都市計画及び広瀬都市計画下水道
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
松江市玉湯町布志名地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
島根県土木部下水道推進課及び松江市役所
- 4 縦覧期間  
平成19年1月15日から平成19年1月29日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

---

次のとおり総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、公告する。

平成19年1月12日

島根県警察本部長 山田幸孝

- 1 名称  
島根県松江警察署放置車両確認事務委託業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

- 3 落札者を決定した日  
平成18年12月21日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに評価点  
株式会社コアズ 松江支社  
松江市伊勢宮町519番地 1 号  
評価点 83.5点
- 5 落札金額  
25,401,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札

